

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3013号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

「1. 瀬谷スポーツセンター（瀬谷区）において2021年5月27日に保存温度を超過したワクチンを使用した事故に関して、所管課から総務局コンプライアンス推進課に提出された報告書と付属書類のすべて（電子メール等時系列がわかるものを含む）。 2. それを受けたコンプライアンス推進課が所管課に対し令和元年9月30日総コ第156号に定める第三報を要求したかその検討の過程がわかる文書のすべて。 3. 第三報がある場合、その文書のすべて。」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3013号】

### 2 諮問までの経過等

| 答申番号 | 開示請求日     | 決定通知日     | 審査請求日     | 諮問日        | 請求者 | 実施機関 |
|------|-----------|-----------|-----------|------------|-----|------|
| 3013 | 令和3年7月30日 | 令和3年8月13日 | 令和3年10月1日 | 令和3年10月29日 | 個人  | 市長   |

### 3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

| 答申番号 | 対象行政文書  | 原処分の決定内容・主な理由（概要）                            | 審査会の結論 |
|------|---|--|--------|
| 3013 | 「1. 瀬谷スポーツセンター（瀬谷区）において2021年5月27日に保存温度を超過したワクチンを使用した事故に関して、所管課から総務局コンプライアンス推進課に提出された報告書と付属書類のすべて（電子メール等時系列がわかるものを含む）。 2. それを受けたコンプライアンス推進課が所管課に対し令和元年9月30日総コ第156号に定める第三報を要求したかその検討の過程がわかる文書のすべて。 3. 第三報がある場合、その文書のすべて。」<br>(以下「本件審査請求文書」という。) | 非開示<br><br><b>不存在</b><br>(作成しておらず、保有していないため) | 原処分妥当  |

## 4 審査会の判断の要旨

| 答申番号 | 判断の要旨   |
|------|---|
| 3013 | <p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。一部改正条例による改正前のもの。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《事務処理ミス等及び事件・事故の報告に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、事務事業に関する事務処理ミス等及び事件・事故が発生した所管課は、事案判明後速やかに報告様式の「第1報」を作成し、総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課（以下「コンプライアンス推進課」という。）へ報告することとなっている。その報告内容からコンプライアンス推進課が複数の事案をまとめて一括して行う公表（以下「一括公表」という。）をすると判断した場合には所管課は報告様式の「第2報」を作成し、所管課が事案ごとに個別に行う公表（以下「個別公表」という。）をすると判断した場合には記者発表資料をコンプライアンス推進課へ提出する。</p> <p>また、コンプライアンス推進課が再発防止に向けた課題や取組等について全庁的に共有が必要であると選定した事案については、所管課は報告様式の「第3報」を作成し、コンプライアンス推進課へ報告する。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、審査請求書の記載から、本件事故に関して、健康福祉局健康安全部健康安全課（以下「健康安全課」という。）からコンプライアンス推進課に提出された報告書及び添付資料並びに本件事故についてコンプライアンス推進課による健康安全課への第3報の要求に係る検討の過程が分かる文書と解される。</p> <p><b>《本件審査請求文書の不存在について》</b></p> <p>実施機関は、本件審査請求文書を作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>ア 本件通知は、事務処理ミス等及び事件・事故について、公表を原則とすることにより行政の透明性を確保するとともに、リスク情報を庁内で共有し、各所属における再発防止、事務の点検・改善の取組につなげることを目的としている。</p> <p>イ 本件事故の発生当時は、保存温度を超過したワクチンを使用したことによりどのような健康被害が生じるか不明であり、重大な人的被害が生じるおそれもあった。このため、健康安全課では、接種者を含めた市民に対する速やかな情報提供が必要であると判断し、緊急性を踏まえ、一括公表よりも詳細な情報が公表される個別公表として記者発表を行った。なお、健康安全課からコンプライアンス推進課には、既に当該記者発表を行った旨のメールでの連絡があり、当該メールには記者発表資料が添付されていた。</p> <p>ウ 確かに、本件事故については本件通知に従った報告は行われていないが、当該記者発表資料には本件通知において第1報で報告するとされている情報が記載されているので、本件通知の目的は果たされていた。ワクチン接種等の対応で健康安全課が多忙かつ緊張した状況にあることを踏まえれば、改めて本件通知に基づく報告書の提出を求めることは必要ないと判断したため、コンプライアンス推進課では、健康安全課に対して第1報の提出を求めなかった。</p> <p>次に、第2報はコンプライアンス推進課が一括公表をする事案が対象であるため、健康安全課が個別公表をした本件事故については、提出を求めなかった。</p> <p>また、上記状況を踏まえて、第3報の提出も求めなかった。</p> <p>エ 健康安全課からは、本件事故に係る記者発表を行った旨のメールの送付を受けているが、このメールは本件通知で定められた報告には当たらないため、本件審査請求文書に当たるとは考えていない。また、本件通知以外にコンプライアンス推進課への報告方法は定</p> |

| 答申番号 | 判断の要旨   |
|------|---|
| 3013 | <p>めていない。</p> <p>オ 以上の理由から、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>ア 当審査会が本件通知を確認したところ、第1報については「全ての報告事案が対象」であって、被害状況、事務処理ミス・事件事故の経緯及び判明後の経緯を報告する旨が、第2報については「一括公表事案が対象」であって、原因分析・過去の発生状況を報告する旨が、第3報についてはコンプライアンス推進課が選定した事案が対象であって、再発防止に向けた課題や取組を報告する旨が記載されていた。</p> <p>また、当審査会が横浜市の記者発表資料を確認したところ、一括公表に係る資料には事務処理ミス・事件事故の日時、概要、所管課等の事務処理ミスや事故の内容が簡潔に記載されており、個別公表に係る資料ではそれらに加え経過、原因及び再発防止策等が記載されていた。そして、本件事故に係る記者発表資料にも、本件事故の概要、本件事故発生前日から当日までの経過、原因及び再発防止策が記載されていた。</p> <p>イ 本件通知どおりの事務処理が行われていれば、本件審査請求文書のうち「所管課からコンプライアンス推進課に提出された報告書及び添付資料」が存在するはずである。しかし、健康安全課が市民に対する速やかな情報提供が必要と判断し、個別公表として記者発表を行ったことは理解できるものであり、当該記者発表資料には本件通知において第1報で報告することとされている情報よりも詳細な情報が記載されていたこと及び健康安全課の多忙かつ緊張した状況を考えると、コンプライアンス推進課は健康安全課へ報告書を求めておらず、健康安全課からコンプライアンス推進課に報告書が提出されていないとの実施機関の説明は、不自然、不合理なものではない。</p> <p>ウ また、本件事故に係る記者発表資料には、本件通知において第3報で報告することとされている再発防止に向けた取組みまで記載されていることも考えると、第3報の趣旨は満たされており、第3報の提出を求めなかった旨の実施機関の説明も、不自然、不合理なものではない。</p> <p>エ また、そのほかに本件審査請求文書が存在することを推認させるような事情もない。</p> <p>オ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> |

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

## 5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）

の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

|           |       |                  |
|-----------|-------|------------------|
| お問合せ先     |       |                  |
| 市民局市民情報課長 | 小林 且典 | Tel 045-671-3881 |